大阪児童虐待防止推進会議　設置要綱

（名称等）

第１条　本会は、大阪児童虐待防止推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

（目　的）

第２条　推進会議は、昨今の児童虐待相談対応件数の急増や後を絶たない重大な児童虐待事案等を踏まえ、児童虐待事案の未然防止・早期発見・早期対応にオール大阪で取り組むことにより、重大な児童虐待ゼロの実現を目的とする。

（組　織）

第３条　推進会議は、別表に掲げる座長、副座長、委員をもって組織する。

２　座長は、知事をもって充てる。

３　副座長は、大阪市長及び堺市長をもって充てる。

４　委員は、大阪府市長会健康福祉部会長、大阪府町村長会環境厚生部会長、大阪

府警察本部生活安全部児童虐待対策官をもって充てる。

　５　座長又は副座長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者を加

えることができる。

（会　議）

　第４条　座長は、推進会議を招集し、これを主宰する。

　２　副座長は、必要があると認めるときは、座長に推進会議の招集を求めることができる。

　３　前項の規定による招集の求めがあったときは、座長は、推進会議を招集しなければならない。

　４　座長は、推進会議の目的を達成するため必要があると認めるときは、副座長と協議の上、学識経験を有する者その他関係者に対し、推進会議への出席を求めることができる。

　５　推進会議は原則公開とする。

（検討内容）

第５条　推進会議は、第２条の目的を達成するため、児童虐待の未然防止・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児への自立支援に関する施策などについて検討を行う。

（実務者会議）

　第６条　推進会議に実務者会議を設置する。

２　実務者会議は、前条の検討内容に関する事務を担任する。

３　実務者会議は、別表に掲げる実務者をもって構成する。

４　座長は、必要があると認めるときは、実務者会議に別表に掲げる実務者以外の者を加えることができる。

５　座長は、必要があると認めるときは、部会を設置することができる。

６　実務者会議での検討状況等は、適宜、団体ごとに座長、副座長、委員に報告を行う。

（事務局）

第７条　推進会議の事務局は、大阪府福祉部子ども室家庭支援課に置く。

（委　任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

附　則

　この要綱は、令和元年８月27日から施行する。

別　表（第３条、第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 職名 |
| 座長 | 大阪府知事 |
| 副座長 | 大阪市長堺市長 |
| 委　員 | 大阪府市長会健康福祉部会長大阪府町村長会環境厚生部会長大阪府警察本部生活安全部児童虐待対策官 |
| 実務者 | 大阪府福祉部長大阪市こども青少年局長堺市子ども青少年局長大阪府市長会健康福祉部会長を首長とする自治体職員大阪府町村長会環境厚生部会長を首長とする自治体職員大阪府警察本部生活安全部職員大阪府中央子ども家庭センター所長大阪市こども相談センター所長堺市子ども相談所長 |